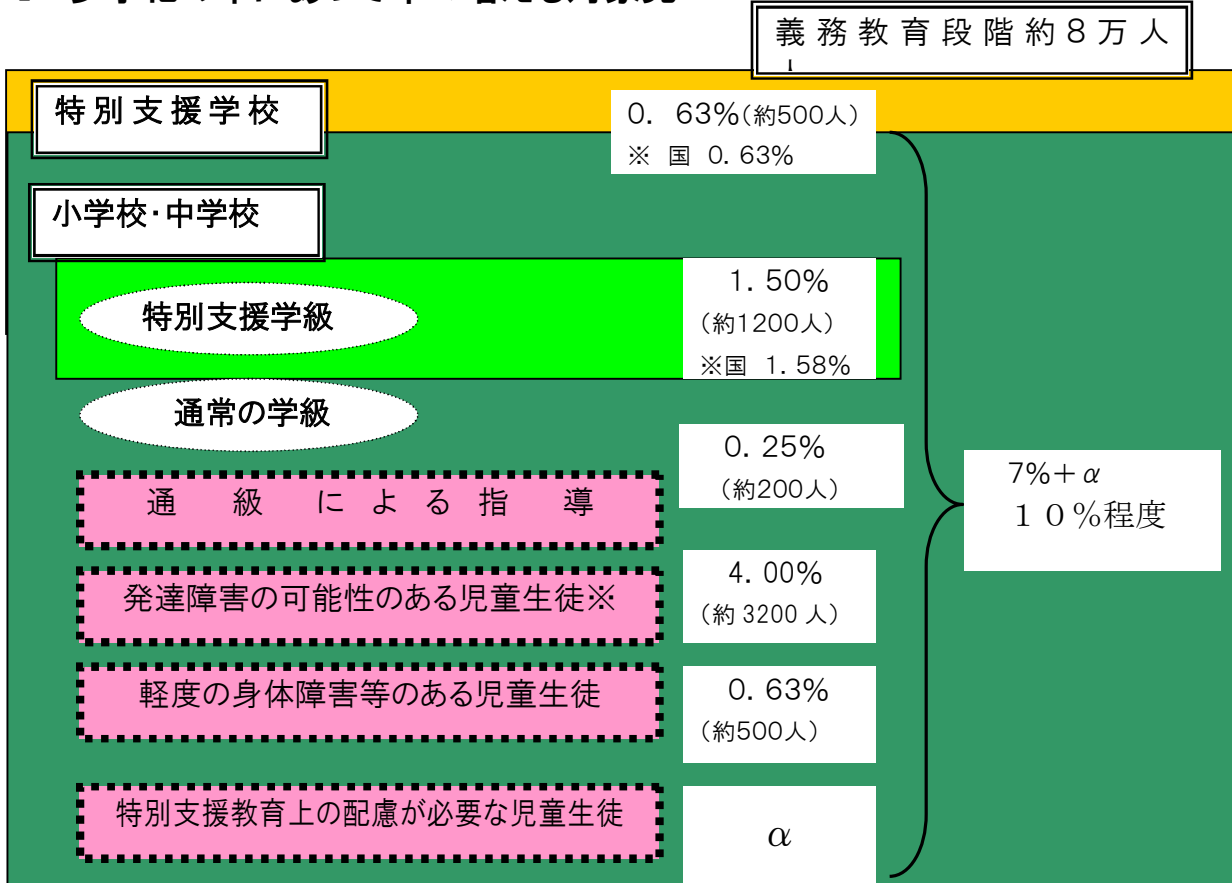


仙台市における特別支援教育の状況について

仙台市教育局特別支援教育課

I 少子化の中にあって年々増える対象児



【内訳】

1 特別支援学校(H25. 5. 1現在)

(1) 在籍する児童生徒 (仙台市在住)

	小学部	中学部	小 計	高等部	合 計
平成 18 年度	215	167	382	392	774※
平成 22 年度	268	204	472	445	917※
平成 25 年度	281	203	484	539	1023※

(※) 小学部、中学部の人数には宮城教育大学附属特別支援学校を含む。高等部の人数には、加えて宮城県立支援学校岩沼高等学園、同小牛田高等学園、私立いずみ高等支援学校を含む)

内訳：障害種別 (高等部を含む)

	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
平成 18 年度	32	23	672	29	18
平成 22 年度	27	40	814	20	16
平成 25 年度	22	38	916	27	20

- 1 知的障害の特別支援学校の在籍人数増加は全国的傾向。中でも、高等部生徒の増加が顕著。
- 2 対策：宮城県教育委員会の整備計画（仙台圏域）
 - ① 特別支援学校の新設（青葉区小松島新堤 H26 供用開始 ※震災影響で1年遅れ）
 - ② 光明支援学校の増築（隣接地に小学部 H26 供用開始 ※震災影響で1年遅れ）
 - ③ 利府支援学校の分教室設置（富谷町立富ヶ丘小内 小学部 H23 供用開始）
- 3 仙台市としての協力
 - ① 光明支援学校長命ヶ丘分教室として長命ヶ丘小学校の6教室を提供
 - ② 市加茂学校給食センターから光明支援学校に給食提供 約90食

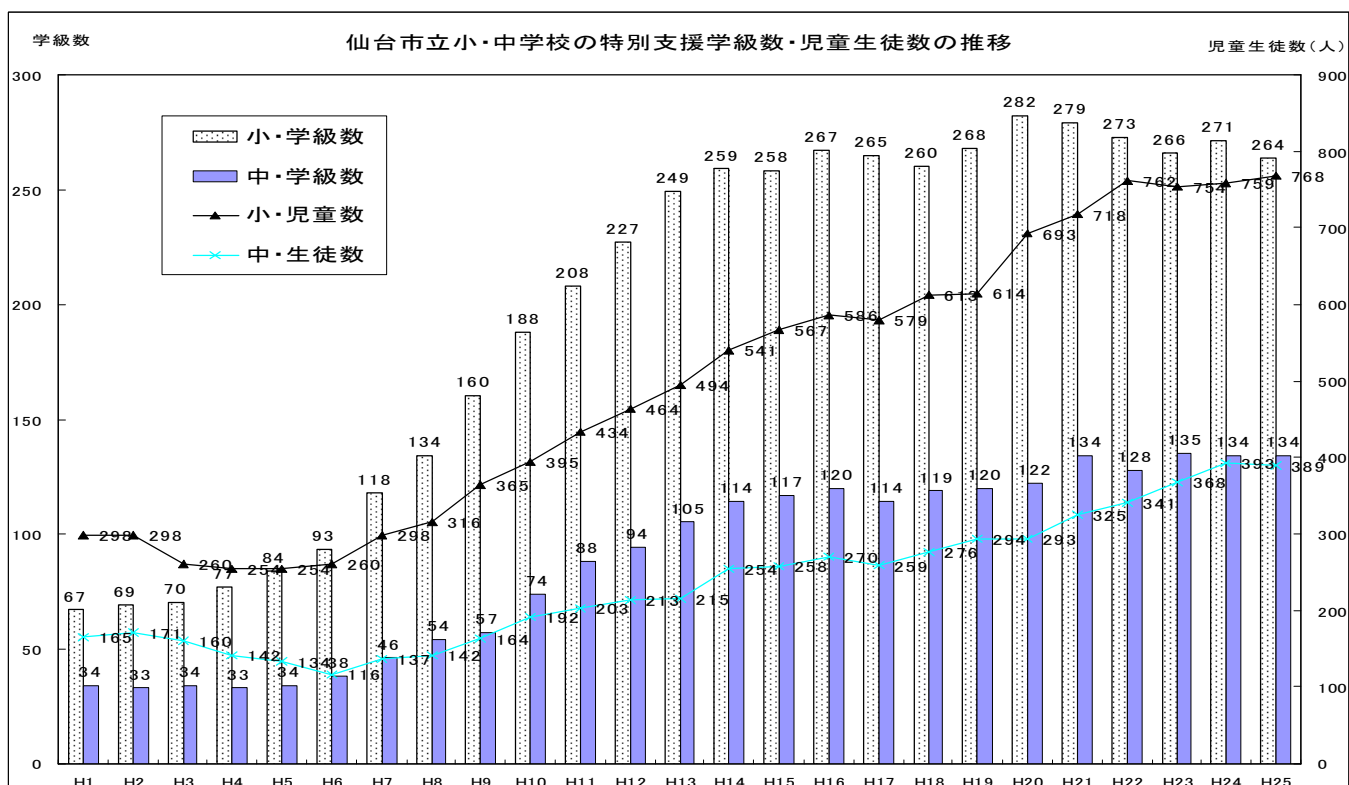
2 特別支援学級(H25. 5. 1現在) 小学校(125校) 中学校(64校)

特別支援学級	学級種別	学校	学級	在籍人数	学校	学級	在籍人数
	知的	96	96	266	50	50	153
	肢体	35	35	44	12	12	13
	病虚弱	13	13	18	10	10	16
	※(虚弱学級)	10	10	10	7	7	9
	※(院内学級)	3	3	8	3	3	7
	弱視	7	7	7	2	2	2
	難聴	3	3	14	0	0	0
	自閉・情緒	110	117	421	60	60	205
	合計		265	770		134	389

○ 入院中の児童生徒のための院内学級のある病院

- ・大学病院(木町通小 第二中)
- ・市立病院(荒町小 五橋中)
- ・赤十字病院(八木山小)
- ・せんだんホスピタル(吉成中)

○ 特別支援学級在籍人数の変化



3 通級指導教室(H25. 5. 1現在)

通級指導教室	学級種別	学校数	教室数	人数	学校数	教室数	人数
	言語	12	17	139			
	難聴通	1	1	9	1	1	2
	(難聴学通)	3	3	10			
	LD等	4	4	30	1	1	7
合計	17	25	188	2	2	9	

○他校から通級する児童生徒もいる。

○通称…言語障害：「ことばの教室」 難聴：「きこえの教室」 LD等：「はぐくみ教室」

4 通常の学級で学ぶ発達障害児(H25)

ア 診断を受けている児童生徒

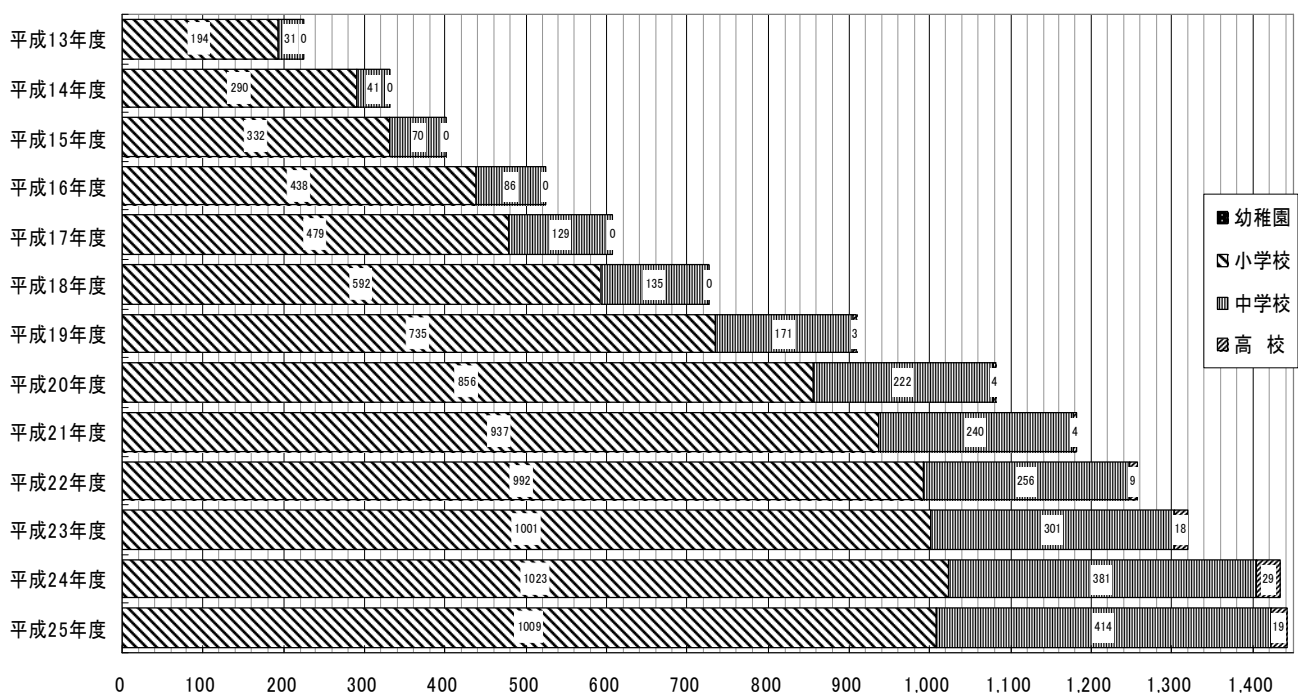
「専門機関でLD、ADHD、高機能自閉症等の診断を受けたので配慮してほしい」と保護者が学校に申し出ている児童生徒

イ 発達障害の可能性のある児童生徒

「学校や園が、発達障害の特性があり配慮が必要と判断している児童生徒

	幼	小	中	高	合計
ア 診断と配慮申し出があるもの	0	1 0 0 9	4 1 4	1 9	1 4 4 2
イ 学校・園が配慮必要とするもの	0	1 1 8 9	6 1 9	2 6	1 8 3 4

アの児童生徒数の経年変化



5 軽度の障害等がある児童生徒…約500人

弱視、難聴、肢体不自由、常時服薬、常時注射、導尿、吃音

6 特別支援教育上の配慮が必要…α

学業不振、被虐待やネグレクト、不登校傾向…

II 人的配置

1 特別支援教育指導補助員の配置

H25.9.2現在

	配置学校数	配置補助員人数	対象児童生徒数
小学校(125校)	86	132	195
中学校(63校)	11	12	14
計	97	144	209

※ 小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等及びその可能性のある児童生徒に対し、学習や生活場面において学級担任の個別的な取組を補助する指導補助員を配置するもの。年間、随時配置している。予算は150名

- 勤務時間等…1日6時間、週30時間、年間約200日勤務(授業日)、遠足等の付添可
- 資格要件…教員免許状(種別は問わない)所有者 主にハローワークを通して募集

2 看護師の配置(要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業)

25名の看護師を配置 内訳：鶴谷特別支援学校10名 小・中学校15名

3 特別支援学級指導支援員の配置

在籍人数の多い特別支援学級に担任を補助する支援員を配置するもの。

25年度は知的障害学級、自閉症・情緒障害学級については、概ね在籍児童生徒が5名以上の学級、肢体不自由学級については車椅子の児童生徒が2名以上の学級に配置している。予算は60名分。

- 勤務時間等は上記の補助員と同じ。資格要件は、教員免許状の所有を問わない。

Ⅲ 就学の場のルール

1 就学指導

(1) 指定学校変更

基本的には学区の学校（指定学校）で教育を受ける。特別な事情があると教育委員会が認める場合（院内学級への入級、特支学級が設置されていない・新設を希望しない等）には、他の学校に行くことがある。

(2) 特別支援学級の新設

学区の学校に当該の特別支援学級が設置されていない場合は、校長の申請を受け、宮城県教委と協議して新設できる。

市就学指導委員会の判断が出されていること、保護者が希望していることが前提となる。

(3) 市就学指導委員会の判断と教育の場

障害の、より重い場には保護者が希望しても入れない。

例：市就学指導委員会の判断が「特別支援学級が適切」であれば、保護者が希望しても「特別支援学校」には入れない。同様に、「通常の学級での配慮指導適切」の判断であれば「特別支援学級」には入れない。

障害が重複している場合は、市就学指導委員会において教育の対象となる主障害がどちらなのかを判断する。

例：知的障害と肢体不自由

知的障害と自閉症・情緒障害

2 仙台市障害児就学指導委員会の審議件数

	H13	H15	H17	H19	H21	H22	H23	H24
新就学児	169	216	206	265	280	254	223	265
在籍児	414	440	403	510	614	626	471	481
全体	583	656	609	775	894	880	694	746